

島根県感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、各病院において逼迫する看護業務について、安全にタスクシフト、タスクシェアできる院内体制強化を目的に、看護職員をはじめとする医療従事者等を対象とした感染管理関連の研修を実施する事業に対して補助金を交付する。

2 前項の補助金交付にあたっては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、看護職員をはじめとする医療従事者等を対象とした感染管理関連の研修を実施する事業とする。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者は、島根県内に所在する病院の開設者とする。

(補助金交付額の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表第1欄に規定する基準額と別表第2欄に規定する対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円（民間団体にあつて

は30万円)以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式4により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、様式1による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続きに従い、知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(県内中小企業への配慮)

第9条 この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則（令和3年3月23日医第2272号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費
1 病院あたり 226 千円	医療従事者等を対象とした感染管理関連の研修事業の実施に必要な経費 教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託費（前記の経費に該当するものに限る）、備品購入費

様式1

番
年 月 日

島 根 県 知 事 様

(住所)
(法人名等)
(代表者名)

年度島根県感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金の交付申請について

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金 所要額調書 (別紙1)
- 3 感染症対応看護関係職員等養成研修 事業計画書 (別紙2)
- 4 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
- 5 添付書類
その他参考となる資料 (研修プログラム 等)

様式2

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

(住所)
(法人名等)
(代表者名)

年度島根県感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金の変更承認申請について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記
のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1	追加（減額）交付申請額	金	円
	変更後補助所要額	金	円
	既交付決定額	金	円

2 変更を必要とする理由

<添付書類>

- 1) 感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金 所要額調書（別紙1）
- 2) 感染症対応看護関係職員等養成研修 事業計画書（別紙2）
- 3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- 4) その他添付書類
参考となる資料（研修プログラム 等）

様式3

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

(住所)
(法人名等)
(代表者名)

年度島根県感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金の事業実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助精算額 金 円
- 2 感染症対応看護関係職員等養成支援事業費補助金 所要額精算書 (別紙1)
- 3 感染症対応看護関係職員等養成研修事業 実績報告書 (別紙2)
- 4 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
- 5 添付書類
その他参考となる資料 (研修プログラム、支出証拠書類 等)

様式4

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

(住所)
(法人名等)
(代表者名)

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第11条の規定に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）